

## 第5回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第1、第8号議案「芦屋市大学等入学支度金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員 ) 利用される方にとっては非常に助かると思いますので、これは歓迎したいと思います。

「芦屋市大学等」の「等」にはどういうものが含まれるのでしょうか。

管 理 課 長 ) 「大学等」につきましては、学校教育法第一条に規定された学校です。大学、短期大学のほか、高等専門学校の4年次なども含まれますので、「大学等」としております。

浅 井 委 員 ) 高等専門学校の1年次での入学でも適用されるのでしょうか。

管 理 課 長 ) 4年次以降の専門課程が対象になります。3年次から4年次に内部進学する方については入学金は不要ですが、高等学校卒業後に高等専門学校の4年次に入学する際は入学金を納めることとなりますので、この場合は適用となります。

越 野 委 員 ) 合格した後に給付請求書を提出するということですが、請求書の提出から給付を受けるまでの期間は、おおよそどれぐら

いですか。

管 理 課 長 ) 速やかに処理を行いますが、口座にお振込みするまで会計処理上早くとも10日ほどはかかります。

入学金の振込期限とこちらの支払手続きにもよりますが、合格してから入学金の納付期限内に給付できる場合もございます。市へ請求した時点から大学への納入期限までの期間が短い場合は、先に大学に納入いただいてからの給付となる可能性もございます。

木 村 委 員 ) 議案資料最終ページの「参考」で、フローチャートに書かれている「給付申請書提出」の横に「入学金の額が分かる書類」とありますが、様式を確認しますと、改正後については大学等の合格通知書の写しはもちろん必要ですが、その学校の入学金の額がわかる書類の記載がありません。これは請求時に提出していただくものだと思いますが、様式にチェック欄が2つあるので、下段のチェック欄の括弧内にその書類の名称を記入するという取扱いをされるのでしょうか。

管 理 部 長 ) まずは給付申請書を提出し、給付の決定を受けます。そして、大学等へ合格後に請求書を提出していただく流れになっております。

木 村 委 員 ) わかりました。最初の給付申請の段階で「入学金の額が分かる書類」を提出していただき給付額を決定し、合格後に請求書を提出していただくということなのですね。

管 理 課 長 ) そうです。まずは、入学予定の大学のパンフレット等を添付の上給付申請していただきます。給付の可否の決定に当たっては、所得要件や居住要件がありますので、それらの要件に該

当しているかを審査し、給付の可否及び給付決定の場合は給付決定額を申請者に通知することになります。

木村委員) 大学を受験する際は、複数の学校を受験されるかたが多いと思いますが、その場合はどうなるのでしょうか。

管理課長) その場合は、入学を希望されている大学を入学予定大学として申請していただきます。実際に入学される学校と給付申請書に記載いただいた学校が異なることとなった場合は、変更となった旨を届け出ていただきます。学校が変更となったことで入学金の額も変更となり、給付決定額に変更が生じる場合は、給付額の変更決定を行います。例えば、当初申請いただいた学校での給付決定額が20万円であったところ、実際に入学される学校の入学金が10万円であった場合は、20万円から10万円に給付決定額を変更することになります。

木村委員) わかりました。

浅井委員) この制度は年度ごとに給付額や人数の上限はあるのでしょうか。

管理課長) 昨年度はこの制度を開始した初年度でしたが、当初予算額として、一人当たり20万円を給付額として40人分の800万円を計上しておりました。実際に制度が始まりますと、反響が大きく、想定を上回るお問い合わせをいただいたこともあり、予算額を超えることが予想されたことから、補正予算を計上いたしました。実績といたしましては、当初40件を見込んでおりましたが、給付件数42件で総額807万円を給付いたしました。

木村委員) 5,000万円の寄附金を原資にしていましたよね。市か

らも支出されて基金を設立されたのですよね。

管理課長 ) はい、市からも5,000万円を支出いたしました。

木村委員 ) 合計で1億円ということですね。

教育長 ) この事業は、ふるさと納税も関係していますか。

管理課長 ) はい、寄附金の使途のひとつとしてメニューに挙げており、この大学等入学支度金を使途として選んでいただいたかたの寄附金については、この事業の原資として基金に積み立てることとしております。

教育長 ) 昨年度の寄附額はいくらほどでしたか。

管理課長 ) 約20万円ほどございました。

越野委員 ) 給付上限額である20万円を給付しても、入学金の全額を賄うことができない場合もあるのでしょうか。

管理課長 ) 例えば入学金が20万円の場合は20万円を給付します。30万円の入学金の場合でも上限額である20万円が給付額になります。20万円以下の入学金については、その実際の額が給付額となります。

実際に入学金の額が20万円を超えておられるかたは複数名おられました。

小石委員 ) 入学金について免除を受けられた場合の対応について、確認させてください。入学金を支払った領収書を提出していただくので、その金額を確認して免除を受けられているか判断するということですよね。その額が全額免除の場合は給付する必要はありませんが、一部免除の場合はどうなるのでしょうか。

管理課長 ) 一部免除を受けておられる場合でも、上限額の20万円を超えない範囲で給付します。ただし、領収書を確認した際、実

際に支払われた入学金の額が、すでにお支払いした入学支度金の額を下回る場合は、返納していただくことになります。

小石委員) 一部免除でも20万円を超えてお支払いされたのであれば、上限額までは給付するということですね。

管理課長) はい、そのとおりです。

小石委員) 昨年度はそうしたケースはなかったようですね。

管理課長) 免除を受けたかたからの申請はございませんでした。

小石委員) 免除を受けられていたかたがおられたのであれば、給付額はもっと少なくなるはずですね。42人で総額807万円ということは、多くのかたが上限額の給付を受けられたということですね。

管理課長) 昨年度実績から申し上げますと、入学金の額については、通信制であれば2万円でしたが、40万円を超える入学金のかたもおられました。申請されたかたの入学金の額を平均しますとおおよそ25万円ですが、給付を受けた約半数のかたは、給付額20万円の範囲内で入学金の全額が賄えておりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第8号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言